

松阪市人権施策行動計画



2020年（令和2年）

松 阪 市

目 次

	ページ
I 基本的な考え方	1
1 行動計画策定の目的	1
2 行動計画の期間	1
3 計画の位置づけ及び他計画との関連	1
4 行動計画の体系	1
II 施策の取り組み	2
1 人権尊重のまちづくり実現のための施策	2
(1) 人間尊重のまちづくり	2
(2) 希望と誇りあふれるまちづくり	2
(3) 市民参加・参画のまちづくり	2
2 人権意識の高揚を図るための施策	4
(1) あらゆる場における人権教育・啓発の推進	4
(2) 人権教育に取り組む指導者の養成	4
(3) 市民の主体的な人権教育に関する活動の促進	4
(4) 人権教育・啓発に関する情報収集・提供機能の充実	4
3 人権擁護・救済のための施策	7
(1) 相談体制の充実	7
(2) 人権擁護・救済システムの充実	7
4 多文化共生社会の実現のための施策	11
(1) 外国人住民の人権が尊重される生活環境づくり	11
(2) 多文化共生社会の教育・啓発推進と国際理解の促進	11
5 バリアフリーのまちづくりと地域福祉の推進のための施策	13
(1) バリアフリーのまちづくりの推進	13
(2) 地域福祉の推進	13
6 人権課題解決のための基本施策	15
(1) 同和問題	15
(2) 女性の人権	17
(3) 子どもの人権	21
(4) 高齢者の人権	26
(5) 障がいのある人の人権	30
(6) 外国人住民の人権	34
(7) アイヌ民族の人権	37
(8) インターネット・携帯サイトによる人権侵害	39
(9) 労働者の人権	41
(10) 自殺問題	43
(11) さまざまな人権問題	44
III 計画の推進	47
1 推進体制	47
2 計画の進捗管理	47
用語の解説	48
IV 資料	

松阪市人権施策行動計画

I 基本的な考え方

1 行動計画策定の目的

「松阪市人権施策行動計画」(以下「行動計画」という。)は、2006(平成18)年に制定した「松阪市人権のまちづくり条例」に基づき、2014(平成26)年に改定した「松阪市人権施策基本方針(第二次改定)」を多様な主体で推進していくため、策定します。

2 行動計画の期間

2020(令和2)年度から2024(令和6)年度まで 5か年

3 計画の位置づけ及び他計画との関連

この行動計画は、松阪市人権のまちづくり条例第6条の規定により策定するとともに、三重県が策定した「人権が尊重される三重をつくる行動プラン」との整合を図ります。

それとともに「松阪市総合計画」を上位計画とし、「松阪市男女共同参画プラン」「松阪市地域福祉計画」「松阪市障がい者計画」「松阪市高齢者保健福祉計画」「松阪市自殺対策推進計画」など関連計画等と整合性を図り、関連計画等の構成事業であって人権施策の推進の点から特に必要な取り組み事業については、行動計画に位置づけます。

4 行動計画の体系

松阪市人権施策基本方針は、人権施策を6つの施策分野に体系づけて推進するものとしています。

※ 基本方針体系

- ◎ 人権尊重のまちづくり実現のための施策
- ◎ 人権意識の高揚を図るための施策
- ◎ 人権擁護・救済のための施策
- ◎ 多文化共生社会の実現のための施策
- ◎ バリアフリーのまちづくりと地域福祉の推進のための施策
- ◎ 人権課題解決のための基本施策(専門分野10項目、さまざまな人権問題)

このことから、行動計画策定においては、基本方針の6つの施策ごとに具体的な取り組みを事業別に位置づけ、推進していきます。

II 施策の取り組み

1 人権尊重のまちづくり実現のための施策

【施策】

(1) 人間尊重のまちづくり

人間尊重のまちづくり実現のために、社会的に不利な立場にある人の人権は侵害されやすいという現実を踏まえ、常に人権侵害を被っている人びとの視点に立ち、あらゆる差別を主体的になくしていこうと行動する人間の育成をめざすという「松阪市人権のまちづくり条例」の基本的な理念の具体化を図っていきます。

(2) 希望と誇りあふれるまちづくり

希望と誇りあふれるまちづくり実現のために、さまざまな教育や啓発の機会をはじめ、多様な市の人権施策の推進に、当事者としての誇りと自覚をもって活動している人びととの出会いを位置づけます。

(3) 市民参加・参画のまちづくり

市民参加・参画のまちづくり実現のために、市民活動の持続的な基盤の確立を支援するための制度づくりを進めていきます。

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
人権啓発事業 【施策 (1)、(2)】	市民への人権意識を高めるためのさまざまな啓発行動を行います。	人権全般に関することや個別人権課題などさまざまな人権問題を市の広報等に掲載し、広く市民啓発を実施します。また、毎年6月の人権啓発強調月間と12月の人権週間に合わせて、関係機関や関係団体と連携し、街頭啓発や講演会、映画会などを実施します。	人権・男女共同参画課
男女共同参画行政推進事業 【施策 (1)、(2)】	男女の社会参画の促進及び機会づくりを提供するため、市民参画を支援します。また、各種事業を実施し、市民啓発を図ります。	毎年、男女共同参画松阪フォーラム実行委員会主催による男女共同参画松阪フォーラムを開催、男女共同参画週間時の街頭啓発、さ・し・す・せセミナーや連携映画祭の開催、情報紙「ひまわり」の発行を実施します。	人権・男女共同参画課

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
バリアフリーのまちづくり活動事業 【施策 (1)、(2)】	高齢者・障がい者が自由に行動でき、安全で快適に生活できる社会を実現するため、市民の視点でバリアフリーの点検調査及び意見提案を行うとともに啓発活動等を実施します。	松阪市民バリアフリー推進チームを組織し、市内公共施設等のバリアフリーチェックを行います。	地域福祉課
人権教育ネットワーク推進事業 【施策 (1)、(2)】	保育園、幼稚園、小学校、中学校の連携のもとに実践研究を公開、交流するとともに学校と地域で連携した取組を行い、各中学校区における人権教育の推進を図ります。	各中学校区で組織する人権教育推進協議会等や教職員で組織される松阪市人権教育研究会に委託し、中学校区を単位とした人権教育の推進やネットワークの充実に努めるため、中学校区人権フォーラムや人権講演会等を実施します。	学校支援課

2 人権意識の高揚を図るための施策

【施策】

(1) あらゆる場における人権教育・啓発の推進

- ① 従来の知識取得型学習から人権問題に関する知識が態度・行動に結びつくような体験的・実践的・参加型学習を行い、人材育成などへの取り組みの転換を図ります。
- ② 「生涯学習における人権・同和教育の推進についての指針」にのっとり地域社会における人権教育・啓発をさらに推進していきます。
- ③ 学校・園においては、「松阪市人権教育基本方針」に沿って、すべての教育活動を通して、人権尊重の精神に貫かれた人間の育成をめざします。
- ④ 保育園においては、「松阪市人権保育基本方針」の具体化を図っていきます。
- ⑤ 人権保育・教育関係者や団体等と連携し、保育園・幼稚園・学校・行政・地域が一体となった組織的・計画的な取り組みを行うとともに、行政職員などに対する人権教育・啓発を国・県とともに連携を保ちながら充実していきます。
- ⑥ 隣保館においては、福祉の向上や住民交流の拠点となる地域に密着したコミュニティセンターとしての役割や、地域における人権教育の拠点施設としての役割を果たせるよう、2000（平成12）年に策定された「新たな隣保館活動に向けて」を改定します。

(2) 人権教育に取り組む指導者の養成

- ① 人権教育・啓発を広く市民に広げ、効果的に行っていくため、市民の学習活動のリーダーとして活動する指導者の養成を行います。
- ② 職員研修（非常勤職員を含む）の充実を図るとともに、市の外郭団体の職員に対する研修を行っていきます。

(3) 市民の主体的な人権教育に関する活動の促進

- ① 多様な文化や価値観を大切にしながら豊かな人権文化を創造するために、市民の間で活動しているNPO等の民間団体と連携・協働を図ります。
- ② 人と人とを結びながら、市民の自主的・主体的な取り組みを促すために、地域における人権「草の根運動」を展開していきます。
- ③ 「差別をなくす松阪市民の会」の活動については、あらゆる差別の解消を市民全体の課題として、「差別を見抜き」、「差別を許さない」、「差別をなくしていく」真に民主的な松阪市をつくるため、活動の一層の充実と組織の改革を行っていきます。
- ④ 小学校区や中学校区等を単位として、人権啓発活動の支援を行っていきます。

(4) 人権教育・啓発に関する情報収集・提供機能の充実

- ① 自主的、主体的な活動を促す環境を整備し、必要に応じて人権教育についての知識、手法や講師の派遣や教材作成についての情報などが適切に提供できるよう、人権教育・啓発に関する情報収集の充実を図っていきます。

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
広報松阪発行事業 【施策 (4)-㉑】	市民の人権意識の高揚を図るため、広報まつさかを通じて人権啓発を行います。また、人権講演会や講座などの開催について掲載します。	人権啓発強調月間中の活動や人権文化フェスティバルなどのイベント内容を随時広報まつさかに掲載し、人権啓発及び情報の提供を実施します。	秘書広報課
行政情報番組制作事業 【施策 (4)-㉑】	市民の人権意識の高揚を図るため、行政チャンネルを活用し、市民へ広報・啓発を行います。	人権啓発強調月間の取り組みなどを随時行政情報番組を通じて市民に周知します。	秘書広報課
市職員人権問題研修事業 【施策 (1)-㉑、(2)-㉑】	人権問題への関心をより高めるとともに、体系的な学習が推進できるように、松阪市職員人材育成基本方針の改訂にあわせ、従来の人権研修計画を人材育成実施計画と統合します。	松阪市職員人材育成基本方針の改訂にあわせ、従来の人権研修計画を人材育成実施計画と統合することで、効率的かつ効果的な職員研修体系の構築を図ります。	職員課
職場人権研修推進事業 【施策 (1)-㉑、(2)-㉑】	それぞれの職場において計画的かつ主体的な人権研修を実施することで、職場の人権意識の向上を図ります。	「職場人権研修の進め方」に基づき、職場人権研修を推進します。また、職場内での人権啓発を推進するため、人権啓発推進員に対する研修を実施します。	職員課
人権啓発事業 (再掲) 【施策 (1)-㉑、(2)-㉑、(3)-㉑】	市民へ人権意識を高めるためのさまざまな啓発行動を行います。また、市職員や事業所、市民を対象に地域の人権教育リーダーとなる人材の養成を図ります。	人権全般に関することや個人人権課題などさまざまな人権問題を市の広報等に掲載し広く市民啓発を実施します。また、毎年6月の人権啓発強調月間と12月の人権週間に合わせて、関係機関や関係団体と連携し、街頭啓発や講演会、映画会などを実施します。また、障がい者、女性、子ども、高齢者、同和問題など身近な問題について講座を開催し、地域や職場等におけるリーダーの養成を図ります。	人権・男女共同参画課

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
男女共同参画行政推進事業 (再掲) 【施策 (1)-㊦、(3)-㊦】	男女の社会参画の促進及び機会づくりを提供するため、市民参画を支援します。また、各種事業を実施し、市民啓発を図ります。	毎年、男女共同参画松阪フォーラム実行委員会主催による男女共同参画松阪フォーラムを開催、男女共同参画週間時の街頭啓発、さ・し・す・せセミナーや連携映画祭の開催、情報紙「ひまわり」の発行を実施します。	人権・男女共同参画課
隣保館事業 【施策 (1)-㊦】	人権問題への正しい理解と認識を深めるために各種事業を推進していきます。	講演会、学習会等を開催し、住民の人権意識の高揚に努めます。また、啓発・広報活動として、「隣保館だより」の配布を実施します。	第一隣保館 第二隣保館 中原文化センター
広域隣保活動事業 【施策 (1)-㊦、(3)-㊦】	人権問題への正しい理解と認識を深めるために各種事業を推進していきます。	集会所を拠点に、講演会、学習会等を開催し、人権意識高揚に努めます。	第一隣保館
人権保育推進事業 【施策 (1)-㊦、(1)-㊦】	それぞれの保育園での保育の課題を明らかにして、人権保育を推進するための保育の充実を図ります。また職員研修や保護者に対する啓発活動、各関係機関等との連携を深めていきます。	松阪市人権保育基本方針に基づき「人権を大切に作る心を育てる保育」「生きる力の基盤を育成する」ことを大切にしながら人権保育行動計画を作成し、日々の保育の見直しを図ります。また保育士に対する人権研修を年1回以上開催し、保護者に対する啓発活動や各関係機関等との連携を進めていきます。	こども未来課
企業人権啓発事業 【施策 (1)-㊦、(2)-㊦】	企業内における人権や男女共同参画についての理解と認識を深めるため、啓発活動を実施します。	人権や男女共同参画に関する研修会の開催、啓発冊子等の配布を市内企業に対し実施します。また、公正採用選考人権啓発チラシを商工会議所会報等に折り込みます。	商工政策課
人権教育ネットワーク推進事業 (再掲) 【施策 (1)-㊦、(1)-㊦、(1)-㊦、(3)-㊦、(3)-㊦】	保育園、幼稚園、小学校、中学校の連携のもとに実践研究を公開、交流するとともに学校と地域で連携した取組を行い、各中学校区における人権教育の推進を図ります。	各中学校区で組織する人権教育推進協議会等や教職員で組織される松阪市人権教育研究会に委託し、中学校区を単位とした人権教育の推進やネットワークの充実を図るため、中学校区人権フォーラムや人権講演会等を実施します。	学校支援課

3 人権擁護・救済のための施策

【施策】

(1) 相談体制の充実

- ◎ 人権侵害に対する救済を可能にする相談機能・支援機能の充実、強化を図っていきます。
- ◎ 各種の公的な相談機関が行っている人権擁護に関する支援活動情報を広報等を活用して効果的に提供し、さまざまな人権問題の相談窓口を明確にしていきます。
- ◎ 人権擁護のために法的な解決方法も含め、行政の果たす役割として、気軽に相談できる体制づくりや各種相談機関の連携強化のため、相談担当者の資質の向上のための実践的研修や相談内容の把握・分析、問題の共有化及び新たな施策へつなげるしくみづくりを進めます。
- ◎ 当事者の立場に立って個別の人権課題に対応でき、身近に相談が可能となるカウンセラーや市民ボランティア等の養成・配置を検討していきます。

(2) 人権擁護・救済システムの充実

- ◎ 人権侵害が起こった場合の対応や救済のあり方についての研究を行うとともに、真に実効性のある人権救済のための法律や制度の確立を国に求めています。
- ◎ 人権侵害への対応については、人権侵害の事実確認を行い、国（法務局）・県などの関係機関や関係団体等と連携・協働し、その対応を行うとともに、気軽に人権相談ができる体制の充実に取り組みます。また、身元調査による人権侵害に対応するために、本人通知制度の導入を検討します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
人権啓発事業 (再掲) 【施策 (1)-◎、 (1)-◎、(1)-◎、 (2)-◎】	人権侵害を受けたとされる人の人権の回復を図るため、弁護士による人権相談を行います。また、人権に関わる相談窓口として、関係機関と連携し、人権相談を実施します。	気軽に相談できるように女性弁護士による人権相談や、法務局と連携した* ¹ 人権擁護委員による人権相談を実施します。	人権・男女共同参画課
隣保館事業 (再掲) 【施策 (1)-◎、 (1)-◎、(1)-◎】	生活・健康等相談体制の充実に努めます。	恒常的に生活相談、健康相談を実施します。また、専門性の高い相談は、専門員を配置し、法律相談、就職相談を実施します。	第一隣保館 第二隣保館 中原文化センター
広域隣保活動事業 (再掲) 【施策 (1)-◎、 (1)-◎、(1)-◎】	小学校区や中学校区を単位として、人権啓発活動の支援を行います。	集会所を拠点に、関係機関と連携を取りながら、人権啓発活動の支援を行います。	第一隣保館
生活困窮者自立相談支援事業 【施策 (1)-◎、 (1)-◎】	経済的な困りごとや社会的孤立などの相談に支援員が寄り添い型の支援を行います。	自立支援機関が関係機関と連携し継続的な相談支援を実施し、生活困窮者の早期把握や見守りのネットワークを構築します。	地域福祉課

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
障がい者ケア事業 【施策 (1)-㉔、(1)-㉕、(1)-㉖】	身体障がい者や知的障がい者等、又はその家族からの相談に応じて必要な助言・指導及び支援を行います。	障がい者又は、その家族等が相談員として、身体障がい者や知的障がい者等の生活面での不安を解消するため、更生援護に関して、本人や家族等に対する相談・助言の支援を実施します。	障がい福祉課
地域活動相談支援事業 【施策 (1)-㉔、(1)-㉕、(1)-㉖、(2)-㉗】	障がい者が地域で自立した生活をするための相談と活動の支援を行います。	障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい者(児)の保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための必要な援助等総合的な相談支援を実施します。	障がい福祉課
家庭児童相談事業 【施策 (1)-㉔、(1)-㉕、(1)-㉖】	家庭における児童の養育にかかる諸問題、身体上・精神上的障がい、しつけ、非行、虐待などの相談を行い、関係機関との連携を図ります。	家庭における諸問題を抱える市民の方の相談に相談員が応じます。また、相談内容によっては、より専門的な機関につなげていきます。	こども支援課
要保護児童対策事業費 【施策 (1)-㉔、(1)-㉕、(1)-㉖、(2)-㉗】	児童虐待・ [*] 2 DV等に関し、適切な対応をするため、保健、医療、福祉、教育、地域関係機関・団体で構成するネットワークの強化を図ります。また児童虐待防止のために、啓発活動に取り組みます。	各関係機関をはじめ、地域等からの通告により、児童虐待等の早期発見・対応を図ります。松阪市児童支援連絡協議会(M. C A P)の代表者会議、事務局会議を適宜開催して、ネットワークの強化を図ります。また11月の児童虐待防止推進月間を中心にポスターやパンフレット等を掲示・配布し、啓発活動に取り組みます。	こども支援課
地域子育て支援拠点事業 【施策 (1)-㉔、(1)-㉕】	子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談業務を行います。	市内5カ所の [*] 3子育て支援センター(ふれんず、森のくまさん、げんきっこ、かんがるー、やまっこ)では、遊びの場を提供するとともに、子育ての悩みについて、保育士が相談に応じます。	こども未来課
女性保護事業 【施策 (1)-㉔、(1)-㉕、(1)-㉖】	保護が必要な女性の早期発見並びに一般女性の福祉増進及び配偶者等からの暴力の防止等を図り、関係機関と連携し、保護や自立支援を行います。	DV被害を受けた女性をはじめ、保護や支援の必要な女性の相談に応じます。また、相談員のスキルアップを図るため、各種研修会に参加します。	こども支援課

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
子育て支援ショートステイ事業 【施策 (2)-㉔】	緊急一時的に保護を必要とする場合等に、当該児童等を一時的に養育委託又は保護委託し、当該児童及びその家族の福祉の向上を図ります。	* ⁴ 児童養護施設や* ⁵ 母子生活支援施設と契約し、緊急一時的に保護が必要となった児童や家族の支援を実施します。	こども支援課
母子生活支援施設入所事業 【施策 (2)-㉔】	保護者が配偶者のいない女性又はこれに準ずる事情にある女性であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護を行います。	DV被害を受けるなど保護の必要な母子を県内外の母子生活支援施設で保護します。また適切な対応を図るため、相談員や職員が研修会等に参加し、スキルアップを図ります。	こども支援課
母子保健事業 【施策 (1)-㉔、(1)-㉕】	母子保健法等に基づく母子健康管理と子育て支援事業を備えた子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠・出産・子育てに関するニーズを把握し、情報提供と相談支援します。また、地域の関係機関とのコーディネートを行います。	妊娠届け出の面接時、各母子健康相談や健康教育を通じて、相談しやすい環境をつくり、支援を必要とする場合は、支援プランの構築を行い、「松阪版ネウボラ」として途切れない支援を実施します。	健康づくり課
高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク事業 【施策 (1)-㉔、(1)-㉕】	高齢者や要介護者、障がい者の尊厳を守り、高齢者等が住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、関係機関がネットワークを構築し、高齢者・障がい者虐待の予防・早期発見・早期対応・再発予防に取り組んでいきます。	ネットワークを強化し、早期に発見し、迅速かつ適切な支援につなげていきます。松阪市高齢者虐待・対応マニュアル等に基づいた適切な支援ができるよう、研修体制を強化し、* ⁶ 地域包括支援センターや関係機関に周知をしていきます。	高齢者支援課 障がい福祉課
地域包括支援センター事業 【施策 (1)-㉔、(1)-㉕、(1)-㉖】	包括的支援業務と呼ばれる基本4業務（総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務、介護予防ケアマネジメント業務）を一体的に行います。関係機関との連携を図り、地域包括ケアの中核機関として役割を担います。	地域の高齢者やその家族の介護に関する悩みや相談に対応します。また、虐待を早期に発見したり消費者被害などに対応します。高齢者の心身の状態にあわせた介護予防教室を実施したり、暮らしやすい地域にするために様々な機関とのネットワークづくりを進めます。	高齢者支援課

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
認知症総合支援事業 【施策 (1)-①、(1)-②、(1)-③、(1)-④】	地域において認知症の本人と家族を支えるために、認知症の対応を行うマンパワーや拠点などの地域資源をネットワーク化し、相互の連携をしながら有効な支援体制を構築します。	認知症スクリーニングや認知症予防教室を開催し、啓発及び予防に努めます。専門家による物忘れ相談会の開催や認知症初期集中支援チームによる相談・訪問により、医療と連携し早期対応・支援を行います。また、* ⁷ 認知症サポーター、高齢者安心見守り隊の養成を行い地域の見守り体制を構築していきます。徘徊SOSネットワークまつさかの稼働により行方不明高齢者の早期発見・保護に努めます。	高齢者支援課
* ⁸ 成年後見制度利用支援事業 【施策 (1)-①】	低所得の高齢者・障がい者に、成年後見制度の市長申し立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成、制度についての啓発を行います。	地域包括支援センターとの連携により、パンフレット等を利用し、市民への制度の啓発をしていきます。また、身寄りのない方には、市長申し立てを進めていきます。	高齢者支援課 障がい福祉課
いじめ等対策事業 【施策 (1)-①、(1)-②、(1)-③、(1)-④、(2)-①】	生徒児童の悩みやストレス等を早期に発見し、心のケアを行うとともに課題の解消に向けた取り組みを支援するため、専門性を有する相談員を派遣します。また、学級満足度尺度調査(* ¹⁰ Q-U)を実施することにより、児童生徒の状況を把握し、いじめや不登校の未然防止に努めるとともに指導の充実に努めます。	小中兼務型相談員(ハートケア相談員)として、中学校区に派遣します。小学校と中学校を兼務することで、生徒や保護者に安心感を与え、* ⁹ 中一ギャップへの対策とします。 年2回Q-Uを実施することにより、生徒や学級の実態を把握し、いじめの早期発見に活用します。	学校支援課
教育相談事業 【施策 (1)-①、(1)-②、(1)-③、(2)-①】	幼児児童生徒の生活、いじめ、不登校、問題行動等について、子どもや保護者・教職員への教育相談、専門家によるカウンセリング相談を行います。	幼児児童生徒・保護者や教職員等の教育関係者に対して、電話による相談や予約による面接相談、第1,3土曜については休日教育相談を実施します。 臨床心理士によるカウンセラー相談(月15回)を実施し、より困難な課題についてカウンセリングを実施します。また、子どもに対して、プレイセラピーや箱庭療法等の心理療法を、教職員等の関係者に対して、コンサルテーションを実施します。	学校支援課 子ども支援研究センター

4 多文化共生社会の実現のための施策

【施策】

(1) 外国人住民の人権が尊重される生活環境づくり

- ◎ 松阪市に在住する外国人住民が、安全・安心に生活できる環境にしていくため、相談体制の充実を図ります。
- ◎ 地域社会で暮らしていくための決まりや習慣を理解してもらうために、日本の習慣・文化等を学習する機会や日本語を学習する機会を拡充していきます。
- ◎ 外国人住民に対する生活情報や多様なニーズに対応できる行政情報の多言語化に努めるとともに、生活状況の的確な把握を行い、行政サービスを広く周知徹底し、利用の促進と充実を図ります。

(2) 多文化共生社会の教育・啓発推進と国際理解の促進

- ◎ お互いの歴史、文化、習慣の違いを理解しあいながら、自分を肯定的に認め、自身をもって価値ある存在であると思える気持ちをはぐくんでいくための教育・啓発活動を行います。
- ◎ 松阪市に在住する外国人住民と信頼関係を築き、市民レベルでの多文化共生社会をめざす地域内交流の促進に努めるために、官民協働による「松阪市多文化共生ネットワーク」との連携を図ります。

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
ホームページ管理運営事業 【施策 (1)-◎】	外国人住民に情報格差を生じさせないよう、外国人住民が使いやすい、分かりやすいホームページを作成します。また、行政情報を多言語化して配信します。	全ページを英語、中国語、ポルトガル語、タガログ語に自動翻訳できるシステムを導入し、日本語と同様の情報発信を実施します。また、10言語に対応できるシステムを導入し、広報まつさかを配信します。	秘書広報課
多文化共生推進事業 【施策 (2)-◎、(2)-◎】	外国人住民と日本人が異なる文化や習慣を理解し、互いに協力し合い、差別のない多文化がいきいきと共生する松阪市をめざし、交流イベントや講演会、研修会などを行います。	交流イベントの開催や外国にルーツのある中高生の活動等を支援します。	人権・男女共同参画課 観光交流課 学校支援課
生活オリエンテーション事業 【施策 (1)-◎、(1)-◎】	外国人住民に対し、母語等により、生活情報の提供・説明や市役所での通訳並びに庁内文書の翻訳を行います。	市役所1階にポルトガル語・フィリピン語通訳各1名を配置し、外国人住民からの各種相談等の通訳を行なうとともに、市役所庁内の文書の翻訳を実施します。	人権・男女共同参画課

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
外国語翻訳業務等事業 【施策(1)-①】	外国人児童の入園に伴い、児童及び保護者との通訳や保育園だより等の翻訳、電話等による相談を行います。	ポルトガル語、フィリピン語等の通訳を拠点園に配置し、外国人児童や保護者等の相談に応じます。また、各保育園の要請により通訳を派遣します。	こども未来課
地域国際化推進事業 【施策(1)-①、(2)-①】	外国人住民及び、地域の多文化共生に関連する団体・個人と連携を図り、地域国際化の発展・充実に努めます。	外国人住民及び多文化共生に関わる団体・個人との意見交換会等を開催します。 また松阪国際交流協会等の交流団体の活動を支援します。	観光交流課
外国人児童生徒受入促進事業 【施策(1)-①、(2)-①】	松阪市全域における外国人児童生徒の学校全体での受入体制の整備を行います。 また、外国人児童生徒の小・中学校への* ¹ * ² 初期適応支援や日本語学習支援及び教育上の多様な課題に取り組めます。	外国人児童生徒の在籍の多い小中学校を指定し、大学等関係機関と連携して、学力向上・* ¹ * ¹ アイデンティティの確立、校内体制の整備等、学校における教育実践について協議し、交流します。また、指定校における取り組みや作成された文書・教材等の全市的な共有化を図ります。 さらに初期適応支援教室「いっぽ」の開設や各学校への母語スタッフの巡回指導や進路保障の取り組みとして、進路ガイダンスを実施します。 また、外国人児童生徒及び保護者の相談窓口として母語スタッフによるサポートデスクの開設や就学状況の調査と就学促進、保護者連絡文書の翻訳などをします。	学校支援課

5 バリアフリーのまちづくりと地域福祉の推進のための施策

【施策】

(1) バリアフリーのまちづくりの推進

- ① ユニバーサルデザインの考え方に基づいて、公共交通機関、公共施設などだけではなく、移動を円滑にしていくため、道路、駐車場等のバリアフリー化に取り組みます。
- ② 手話、点字等によるコミュニケーション支援の充実や情報通信機器の活用などの「情報のバリアフリー」の推進を図るための要員の養成・研修の支援を行います。
- ③ 高齢者、障がい者、外国人住民などへの偏見や差別などの「意識のバリア」や「制度のバリア」を取り除くために、人権啓発・教育を推進していきます。
- ④ 住民が地域社会、家庭、学校で「共に生き」、「共に働き」、「共に学ぶ」経験を共有し、人々との関係に存在する「バリア」を取り除くための人権に関する相談などを進めていく支援を行います。

(2) 地域福祉の推進

- ① 市民とともに「インクルージョン」の理念に基づき、障害の有無や年齢、性別や国籍など、それぞれの違いや個性、多様性を尊重し、偏見や差別の解消に努め、希望する生活が実現できるように、地域住民が積極的に参加できる福祉・人権コミュニティづくりを推進します。
- ② 社会制度からの支援を必要とする人々への支援を行うとともに、福祉・人権コミュニティを中心に、市民による自立や社会参加だけでなく、地域全体の人たちの共通する問題の解決をするための体制づくりに取り組みます。
- ③ 人権尊重のまちづくりを推進するため、「松阪市地域福祉計画」による指針をもとに、地域福祉と人権施策を推進する区域をおおむね小学校単位の範囲で取り組みます。

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
ホームページ管理運営事業 (再掲) 【施策 (1)-⑥】	視覚に障がいのある人や高齢者、外国人住民に情報格差を生じさせないよう、誰でも使いやすく、分かりやすいホームページを作成します。	全ページを音声読み上げ及び文字拡大に対応させるシステムや英語、中国語、ポルトガル語、タガログ語に自動翻訳できるシステムを導入し、利用を促進します。また、音声版広報まつさかも掲載します。	秘書広報課
バリアフリーのまちづくり活動事業 (再掲) 【施策 (1)-⑥、(1)-⑦、(1)-⑧】	高齢者・障がい者が自由に行動でき、安全で快適に生活できる社会を実現するため、市民の視点でバリアフリーの点検調査及び意見提案を行うとともに啓発活動等を実施します。	松阪市民バリアフリー推進チームを組織し、市内公共施設等のバリアフリーチェックを実施します。	地域福祉課

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
第3期松阪市地域福祉(活動)計画 【施策(2)-①、(2)-②、(2)-③】	地域住民による地域福祉の推進を行います。	住民協議会を主体とした地域福祉活動を推進するため、市、社協、地域包括支援センターで構成する「地域連携活動サポートチーム」による支援体制を強化します。	地域福祉課
意思疎通支援事業 【施策(1)-①】	聴覚障がい者等が他人との意思疎通を図るための支援を行います。	市に登録された手話通訳者、*13要約筆記者等を通じた言葉のコミュニケーション支援を推進します。また、手話通訳者の確保につなげるため手話奉仕員養成講座等を実施します。	障がい福祉課
手話普及啓発事業 【施策(1)-①、(1)-②】	手話は言語であるという認識のもと、手話の理解と啓発を推進します。	手話普及啓発イベントや手話講座等を実施します。	障がい福祉課
隣保館事業(再掲) 【施策(2)-①】	地域住民の自立支援を高めるため、各種事業を実施し、福祉の向上に努めます。	地域住民の福祉の向上と自立支援を図るため、年間を通して高齢者福祉・介護・健康等の各種講座や地域でのふれあい活動を実施していきます。	第一隣保館 第二隣保館 中原文化センター
市営住宅管理運営事業 【施策(1)-①】	高齢者や身体障がい者が安全に生活できるよう配慮した住宅を提供します。	部屋内の段差の解消、手すりや非常用ブザーの設置された住宅を提供します。	住宅課
バリアフリー事業 【施策(1)-①】	すべての人が自由に移動し、安全で快適に暮らせるように、ユニバーサルデザインに基づいた公共施設のバリアフリー化を推進します。	道路、公園や公共施設におけるトイレ、スロープ、駐車場などバリアフリー化の整備を進めます。	関係部局

6 人権課題解決のための基本施策

(1) 同和問題

【施策】

- ◎ 同和問題に対する正しい理解を深め、差別の現実を踏まえる中で、差別を解消するための教育・啓発を推進します。また、教育、就労などの課題解決に向けた取り組みを行い、地域住民の自己実現が図れる社会環境づくりを進めます。
- ◎ 同和問題の解決に向け、地域、家庭、学校、職場など関係機関や関係団体等と連携しながら、差別意識の解消に向けた取り組みを推進します。
- ◎ 隣保館においては、地域と一体となった「人権のまちづくり」の拠点として機能を有し、周辺地域を含めた地域福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれた施設として、人権尊重の視点を踏まえてさまざまな事業を展開するとともに、「新たな隣保館活動に向けて」を改定します。また、広域隣保事業の充実に向けての取り組みや中学校区の人権教育団体との積極的な連携を図ります。

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
市職員人権問題研修事業 (再掲) 【施策 ◎】	人権問題への認識を深め、バランス感覚を身に付けさせることを目的として研修を実施します。	同和問題を身近な問題としてとらえ、正しい理解を深めるよう同和問題をテーマに市職員に対する研修を実施します。	職員課
人権啓発事業 (再掲) 【施策 ◎、◎】	市民へ人権意識を高めるためのさまざまな啓発行動を行います。	同和問題など、さまざまな人権問題を市の広報等に掲載し啓発を実施します。 また、毎年6月の人権啓発強調月間と12月の人権週間に合わせて、関係機関や関係団体と連携し、街頭啓発や講演会、映画会などを実施します。	人権・男女共同参画課
隣保館事業 (再掲) 【施策 ◎、◎、◎】	人権問題への正しい理解と認識を深めるために各種事業を推進していきます。	啓発、広報活動を実施するとともに、生活上の各種相談事業や人権講演会、学習会等を実施します。	第一隣保館 第二隣保館 中原文化センター
広域隣保活動事業 (再掲) 【施策 ◎、◎、◎】	人権問題への正しい理解と認識を深めるために各種事業を推進していきます。	人権講演会、学習会等を実施します。	第一隣保館

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
人権保育推進事業 (再掲) 【施策 ○、○】	それぞれの保育園での保育の課題を明らかにして、人権保育を推進するための保育の充実を図ります。また職員研修や保護者に対する啓発活動、各関係機関等との連携を深めていきます。	松阪市人権保育基本方針に基づき「人権を大切にする心を育てる保育」「生きる力の基盤を育成する」ことを大切にしながら人権保育行動計画を作成し、日々の保育の見直しを図ります。 また、保育士に対する人権研修を年1回以上開催し、保護者に対する啓発活動や各関係機関等との連携を進めていきます。	こども未来課
企業人権啓発事業 (再掲) 【施策 ○、○】	企業内における同和問題についての理解と認識を深めるため、啓発活動を実施します。	同和問題に関する啓発冊子等の配布を市内企業に対し実施します。 また、公正採用選考人権啓発チラシを商工会議所会報等に折り込みます。	商工政策課
人権教育ネットワーク推進事業 (再掲) 【施策 ○、○】	保育園、幼稚園、小学校、中学校の連携のもとに実践研究を公開、交流するとともに学校と地域で連携した取組を行い、各中学校区における人権教育の推進を図ります。	各中学校区で組織する人権教育推進協議会等や教職員で組織される松阪市人権教育研究会に委託し、中学校区を単位とした人権教育の推進やネットワークの充実を図るため、中学校区人権フォーラムや人権講演会等を実施します。	学校支援課

(2) 女性の人権

【施策】

- ① 市民一人ひとりが、個人の能力や個性を十分発揮するために、あらゆる社会の制度や慣行について、男女共同参画の視点が定着するよう広報・啓発活動を推進します。また、学校、地域において男女共同参画を推進するため、教育・学習の充実に努めます。
- ② 市の審議会や委員会などの政策・方針決定の場へ女性の登用を推進します。また、企業、各種団体に対して、男女共同参画に関する情報提供を行い、方針決定の場に女性の参画が進むよう働きかけていきます。
- ③ 家庭生活における慣行について、男女共同参画の視点に立って見直し、性別による固定的な役割分担、偏見につながらないように努めます。また、地域社会において男女がともに地域活動に参加するための情報提供や自主的な取り組みに対し支援を行い、学習の機会を提供します。
- ④ 雇用の場における女性差別をなくすため、関係機関等と連携し、事業所等に対し、広報・啓発活動に取り組みます。また、子育て支援や介護休業制度などの施策を推進します。
- ⑤ 家族的経営を行うための方針決定の場において女性の参画を高めていくため、農業・林業・漁業・商業等の職業に従事する女性の役割の重要性を考慮し、関係機関と連携して推進します。
- ⑥ 夫や恋人などから受けるDV（ドメステック・バイオレンス）等の暴力の根絶に向けた広報活動や学習機会の提供に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントをなくすための啓発活動やDVをはじめとする相談窓口の充実を図り、被害者が相談しやすい環境づくりを進めます。
- ⑦ 男女が互いの身体について正しい認識を持ち、病気の予防と健康増進を図るため、生涯を通じた健康管理の支援に取り組みます。また、妊婦や出産に関する健康支援や家庭や地域で自立のための生活支援に取り組みます。

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
人事管理事業 【施策 ①】	女性職員の登用及び職域の拡大を図る等、個々の強みを活かせる配置を検討していきます。	異動希望調書の提出等を利用して女性職員の意欲と能力把握に努めます。	職員課
特定事業主行動計画推進事業 【施策 ②、③】	仕事と家庭を両立して子育てが行うことができるよう、職員全てが本計画の趣旨を理解し、職場をあげて職員の子育てを支援するとともに、職員のニーズに即した対策を計画的に推進します。	子育て支援に関する制度を紹介、情報提供するとともに管理職を対象とした「特定事業主行動計画研修」、「イクボス研修」を実施し、子育て支援に関する制度の情報の提供及び取得しやすい職場環境づくりについて周知徹底を図ります。	職員課
市職員人権問題研修事業 (再掲) 【施策 ⑦】	人権問題への認識を深め、バランス感覚を身に付けさせることを目的として研修を実施します。	女性の人権、男女共同参画を身近な問題としてとらえ、正しい理解を深めるよう、女性の人権、男女共同参画をテーマに市職員に対する研修を実施します。	職員課

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
市民活動における男女共同参画推進事業 【施策 〇、〇、 〇】	自治会・住民協議会、NPOなどの市民活動団体に対して役職者への女性の登用や各部会及び団体の諸活動へ女性の参加等が積極的になされるように働きかけます。	住民協議会の活動への女性の参画を促します。また、自治会連合会の事業計画の中へ、男女共同参画の推進の項目を位置づけ、地区連合会への女性参画を推進していただけるように働きかけます。	地域づくり 連携課
人権啓発事業 (再掲) 【施策 〇、〇、 〇】	市民へ人権意識を高めるためのさまざまな啓発行動を行います。	女性の人権など、さまざまな人権問題を市の広報等に掲載し啓発を実施します。また、毎年6月の人権啓発強調月間と12月の人権週間に合わせて、関係機関や関係団体と連携し、街頭啓発や講演会、映画会などを実施します。	人権・男女共同参画課
男女共同参画行政推進事業 (再掲) 【施策 〇、〇、 〇、〇、〇、〇、 〇】	男女の社会参画の促進及び機会づくりを提供するため、市民参画を支援します。また、各種事業を実施し、市民啓発を図ります。また、市の審議会等の女性委員の登用率の向上を図ります。	毎年、男女共同参画松阪フォーラム実行委員会主催による男女共同参画松阪フォーラムを開催、男女共同参画週間時の街頭啓発、企業訪問、さ・し・す・せセミナーや連携映画祭の開催、情報紙「ひまわり」の発行、および、審議会等の女性委員登用目標値35%を目指します。	人権・男女共同参画課
成人保健事業 【施策 〇】	男女が互いの身体について正しい認識を持ち、病気の予防と健康増進を図るため、生涯を通じた健康管理の支援に取り組めます。	病気の予防と健康増進を図るため、健康教育、健康相談、各種健康診査を実施します。	健康づくり 課
母子保健事業 (再掲) 【施策 〇】	妊婦や出産、子育てに関する健康支援に取り組めます。	母子健康手帳の交付、妊産婦健康診査、妊産婦・乳幼児に対する健康相談・健康教育・訪問指導を実施します。	健康づくり 課
女性保護事業 (再掲) 【施策 〇】	保護が必要な女性の早期発見並びに一般女性の福祉増進及び配偶者等からの暴力の防止等を図り、関係機関と連携し、保護や自立支援を行います。	DV被害を受けた女性をはじめ、保護や支援の必要な女性の相談に応じます。また、相談員のスキルアップを図るため、各種研修会等に参加します。	こども支援 課

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
地域子育て支援拠点事業 (再掲) 【施策 ◎】	子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談業務を行います。	市内5カ所の子育て支援センター(ふれんず、森のくまさん、げんきっこ、かんがるー、やまっこ)では、遊びの場を提供するとともに、子育ての悩みについて、保育士が相談に応じます。	こども未来課
子育て支援ショートステイ事業 (再掲) 【施策 ◎、◎】	緊急一時的に保護を必要とする場合等に、当該児童等を一時的に養育委託又は保護委託し、当該児童及びその家族の福祉の向上を図ります。	児童養護施設や母子生活支援施設と契約し、緊急一時的に保護が必要となった児童や家族の支援を実施します。	こども支援課
母子生活支援施設入所事業 (再掲) 【施策 ◎、◎】	保護者が配偶者のいない女性又はこれに準ずる事情にある女性であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護を行います。	DV被害を受けるなど保護の必要な母子を県内外の母子生活支援施設で保護します。また適切な対応を図るため、相談員や職員が研修会等に参加し、スキルアップを図ります。	こども支援課
自立支援教育訓練給付金事業 【施策 ◎、◎】	ひとり親家庭の親が、より収入が高く安定している正規雇用として就業することを可能にするため、就職に有利な資格の取得を支援します。	介護福祉士、医療事務等の資格取得のための講座費用の一部を助成します。	こども支援課
高等職業訓練促進給付金等事業 【施策 ◎、◎】	ひとり親家庭の親が、より収入が高く安定している正規雇用として就業することを可能にするため、就職に有利な資格の取得を支援します。	看護師、准看護師等の資格取得のために養成機関で就学する場合の生活費の負担軽減のための給付金を支給します。	こども支援課
ファミリーサポートセンター利用支援補助金 【施策 ◎、◎】	ひとり親家庭の親等のファミリーサポートセンターの利用を促進し、子育ての負担を軽減します。	ファミリーサポートセンターの利用料の一部を補助します。	こども支援課

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
産業文化部・農業委員会・関係機関合同人権研修事業 【施策 ◎】	家族的経営を行うための方針決定の場において女性の参画を高め、農業・林業・漁業・商業等の職業に従事する女性の役割・人権が大切にされる社会を目指すため、啓発活動により意識の高揚を図ります。	年 1 回程度、職員及び関係する団体に参加を呼びかけ、外部講師による研修会を開催します。	農水振興課
企業人権啓発事業 (再掲) 【施策 ◎、◎】	企業内における人権や男女共同参画についての理解と認識を深めるため、啓発活動を実施します。	女性に係る人権や男女共同参画に関する研修会の開催、啓発冊子等の配布を市内企業に対し実施します。また、公正採用選考人権啓発チラシを商工会議所会報等に折り込みます。	商工政策課
人権教育ネットワーク推進事業 (再掲) 【施策 ◎、◎、◎】	保育園、幼稚園、小学校、中学校の連携のもとに実践研究を公開、交流するとともに学校と地域で連携した取組を行い、各中学校区における人権教育の推進を図ります。	各中学校区で組織する人権教育推進協議会等や教職員で組織される松阪市人権教育研究会に委託し、中学校区を単位とした人権教育の推進やネットワークの充実を図るため、中学校区人権フォーラムや人権講演会等を実施します。	学校支援課

(3) 子どもの人権

【施策】

- ① 子どもの権利条例は、市民の理解と共感がある程度成熟されているということが前提となるため、各種の啓発活動を通じて、市民意識の高揚に努め、「松阪市子どもの権利条例」の制定に向けての取り組みに繋げていきます。また、学校における人権教育の中に「児童の権利に関する条約」の学習を位置づけて、その促進を図ります。また、家庭・地域への啓発のために、講演会の開催や啓発冊子の作成の取り組みを行います。
- ② 各中学校区で取り組まれている小・中学生対象の「人権フォーラム」の充実を図り、その取り組みをさらに発展させ、各中学校区の取り組みを交流し、学び合うため「子ども人権文化フェスタ」に取り組めます。
- ③ いじめ、体罰、暴力、虐待などで子どもが苦しむことがないように「子ども人権オンブズパーソン」の設置やネットいじめ等に対応するためのマニュアルの活用、及び関係機関が連携して具体的かつ、早期な対応と適切な予防策を講じる取り組みを進めます。
- ④ 虐待を受けた子どもの早期発見や適切な保護を図るために、関係機関やNPO、関係団体による「松阪市児童支援連絡協議会」の充実を図るとともに、関係機関と連携して、子ども虐待の早期発見と防止に関する啓発の取り組みを進めます。
- ⑤ 地域における子育て環境の整備のため、子育てに関する相談や情報提供、地域の子育て支援関係者の人材育成やネットワークづくりを進めます。

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
市職員人権問題研修事業 (再掲) 【施策 〇】	人権問題への認識を深め、バランス感覚を身に付けさせることを目的として研修を実施します。	子どもの人権を身近な問題としてとらえ、正しい理解を深めるよう、子どもの人権をテーマに市職員に対する研修を実施します。	職員課
人権啓発事業 (再掲) 【施策 〇】	市民への人権意識を高めるために、さまざまな啓発活動を行います。	子どもの人権など、さまざまな人権問題を市の広報等に掲載し啓発を実施します。また、毎年6月の人権啓発強調月間と12月の人権週間に合わせて、関係機関や関係団体と連携し、街頭啓発や講演会、映画会、人権の花運動などを実施します。	人権・男女共同参画課

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
人権保育推進事業 (再掲) 【施策 ◎】	それぞれの保育園での保育の課題を明らかにして、人権保育を推進するための保育の充実を図ります。また職員研修や保護者に対する啓発活動、各関係機関等との連携を深めていきます。	松阪市人権保育基本方針に基づき「人権を大切にする心を育てる保育」「生きる力の基盤を育成する」ことを大切にしながら人権保育行動計画を作成し、日々の保育の見直しを図ります。また、保育士に対する人権研修を年1回以上開催し、保護者に対する啓発活動や各関係機関等との連携を進めていきます。	こども未来課
家庭児童相談事業 (再掲) 【施策 ◎、◎、◎】	家庭における児童の養育にかかる諸問題、身体上・精神上的の障がい、しつけ、非行、虐待などの相談を行い、関係機関との連携を図ります。	家庭における諸問題を抱える市民の方の相談に相談員が応じます。また、相談内容によっては、より専門的な機関につなげていきます。	こども支援課
地域子育て支援拠点事業 (再掲) 【施策 ◎】	子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談業務を行います。	市内5カ所の子育て支援センター(ふれんず、森のくまさん、げんきっこ、かんがるー、やまっこ)では、遊びの場を提供するとともに、子育ての悩みについて、保育士が相談に応じます。	こども未来課
要保護児童対策事業費 (再掲) 【施策 ◎、◎】	児童虐待・DV等に関し、適切な対応をするため、保健、医療、福祉、教育、地域関係機関・団体で構成するネットワークの強化を図ります。また児童虐待防止のために、啓発活動に取り組みます。	各関係機関をはじめ、地域等からの通告により、児童虐待等の早期発見・対応を図ります。松阪市児童支援連絡協議会(M. C A P)の代表者会議、事務局会議を適宜開催して、ネットワークの強化を図ります。また11月の児童虐待防止推進月間を中心にポスターやパンフレット等を掲示・配布し、啓発活動に取り組みます。	こども支援課
子育て支援ショートステイ事業 (再掲) 【施策 ◎】	緊急一時的に保護を必要とする場合等に、当該児童等を一時的に養育委託又は保護委託し、当該児童及びその家族の福祉の向上を図ります。	児童養護施設や母子生活支援施設と契約し、緊急一時的に保護が必要となった児童や家族の支援を実施します。	こども支援課

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
病児・病後児 保育運営委託 事業 【施策 ◎】	保護者の子育てと就労の両立を支援するために、保育園等に通園中の児童等が、いまだ病気の回復に至らない場合又は病気の回復期にあつて、集団保育を受けることが困難な場合に、一時的に預かる事業を実施します。	保育園等に通園中の児童等が、いまだ病気の回復に至らない場合又は病気の回復期にあつて、集団保育を受けることが困難な場合に、医療法に基づく医療機関が付設する総合託児施設に、一時的に保育を委託します。	こども未来課
母子生活支援 施設入所事業 (再掲) 【施策 ◎】	保護者が配偶者のいない女性又はこれに準ずる事情にある女性であつて、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護を行います。	DV被害を受けるなど保護の必要な母子を県内外の母子生活支援施設で保護します。また適切な対応を図るため、相談員や職員が研修会等に参加し、スキルアップを図ります。	こども支援課
育ちサポート 推進事業 【施策 ◎】	知的障がいや情緒障がいのほか心身に障がいをもつ幼児に対し、保育園における保育を通して心身の発達を促進するために、保育士の知識や技能習得を図り、保育の資質向上に努めます。	障がい児の保育を担当する保育士の知識・技能の習得のため、指導講師による各保育園への巡回指導及び研修会・研究会等を開催します。	子ども発達 総合支援セ ンター
養育支援訪問 事業 【施策 ◎】	子どもの養育に関し、支援が必要な家庭に対して、安定した養育が出来るように訪問支援を実施します。	養育の支援の必要があると判断した家庭に対して、子育て経験者等による育児、家事の援助又は保健師等による具体的な育児に関する技術的支援を実施します。	こども支援課
放課後児童ク ラブ活動事業 【施策 ◎】	昼間保護者のいない家庭の児童の健全育成を図るため、地域住民の積極的な協力のもと、放課後児童クラブを設置します	市内36カ所で保護者会等の組織に補助金を交付し、保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、授業終了後、指導員による遊びを主とした育成指導を実施します。	生涯学習課

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
母子保健事業 (再掲) 【施策 ◎】	母子保健法等に基づく母子健康管理と子育て支援事業を備えた子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠・出産・子育てに関するニーズを把握し、情報提供と相談支援します。また、地域の関係機関とのコーディネートを行います。	妊娠届け出の面接時、各母子健康相談や健康教育を通じて、相談しやすい環境をつくり、支援を必要とする場合は、支援プランの構築を行い、「松阪版ネウボラ」として途切れない支援を実施します。	健康づくり課
特別支援教育推進事業 【施策 ◎】	障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育実践や生活体験等の行事を積極的に行い、特別支援教育を推進します。	特別な支援を必要とする児童生徒に学習面や生活面で教育的支援を行う「学校生活アシスタント」を配置し、適切な指導及び支援を実施します。 学校間の交流や啓発活動を推進するために、諸行事や研修会等を実施します。	学校支援課
いじめ等対策事業 (再掲) 【施策 ◎】	生徒児童の悩みやストレス等を早期に発見し、心のケアを行うとともに課題の解消に向けた取り組みを支援するため、専門性を有する相談員を派遣します。また、学級満足度尺度調査(Q-U)を実施することにより、児童生徒の状況を把握し、いじめや不登校の未然防止に努めるとともに指導の充実を図ります。	小中兼務型相談員(ハートケア相談員)として、中学校区に派遣します。ハートケア会議として、中学校区の情報交換を行い、途切れのない支援が実施できるよう、取り組みます。 Q-Uの検査結果を、校内研修会や学年会等で情報交換し、児童生徒の理解に活用し、いじめ等の早期発見に努めます。	学校支援課
教育支援センター推進事業 【施策 ◎】	不登校児童生徒への援助・支援を行います。 ・鈴の森教室 ・三雲やまゆり教室	両教室において、NPO・団体等と連携し、不登校児童生徒への通室指導や教育相談、体験活動等の支援を行うとともに、特別相談会等を実施し、保護者や教職員への支援を実施します。	学校支援課 子ども支援研究センター

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
教育相談事業 【施策 ◎、◎】	幼児児童生徒の生活、いじめ、不登校、問題行動等について、子どもや保護者・教職員への教育相談、専門家によるカウンセリング相談を行います。	幼児児童生徒・保護者や教職員等の教育関係者に対して、電話による相談や予約による面接相談、第1,3土曜については休日教育相談を実施します。 臨床心理士によるカウンセラー相談（月15回）を実施し、より困難な課題についてカウンセリングを実施します。また、子どもに対して、プレイセラピーや箱庭療法等の心理療法を、教職員等の関係者に対して、コンサルテーションを実施します。	学校支援課 子ども支援 研究センター
人権教育ネットワーク推進事業 （再掲） 【施策 ◎、◎】	保育園、幼稚園、小学校、中学校の連携のもとに実践研究を公開、交流するとともに学校と地域で連携した取組を行い、各中学校区における人権教育の推進を図ります。	各中学校区で組織する人権教育推進協議会等や教職員で組織される松阪市人権教育研究会に委託し、中学校区を単位とした人権教育の推進やネットワークの充実を図るため、中学校区人権フォーラムや人権講演会等を実施します。	学校支援課
青少年健全育成事業 【施策 ◎】	青少年の健全育成を図るため、家庭教育講座、青少年育成のつどい講演会や非行防止パトロールなどの取り組みを進めます。	行政と各地区健全育成会や関係機関・団体が連携して、子どもや保護者、学校関係者等を対象とした、家庭教育講座や子ども体験教室、青少年育成のつどい講演会の開催や非行防止パトロールなどを実施します。	生涯学習課
子どもの権利条例制定に向けての取り組み 【施策 ◎】	啓発活動を通じて市民意識の高揚に努め、条例制定に向けての取り組みに繋げていきます。	関係各課と連携を図りながら検討していきます。	こども支援課 学校支援課

(4) 高齢者の人権

【施策】

- ① 高齢者が永年培ってきた知識・経験・能力を積極的に活用するため、関係機関等との連携を図り、雇用、就業の機会の確保のための取り組みを進めます。
- ② 住み慣れた地域で高齢者が自立した生活を営めるよう、質の高い保健福祉サービスを担う人材や地域でのボランティアを確保・育成するとともに、質の向上を図る取り組みを行います。また、施設サービスを必要とする高齢者が地域で安心して暮らせるよう社会環境の整備を進めます。
- ③ 高齢者虐待に対応するため、相談体制の充実や高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク連絡協議会との連携強化を行うとともに、虐待に対する適切な対応を行えるよう、市民への啓発とともに、高齢者虐待に関する事例検討や課題研究を進めるなどの研修の充実を図ります。また、日常生活に支援が必要な認知症高齢者の急速な増加に対応するための総合的な支援対策を推進します。
- ④ 高齢者の人権に配慮した社会環境の整備を進め、自立した生活を営むための生活支援、高齢者の権利擁護にかかわる相談等への対応、成年後見制度の円滑な利用を支援する等、また孤独死をなくし、尊厳ある生活を送ることができるよう地域の一人ひとりによるネットワークの構築などさまざまなしくみづくりや高齢者の支援に取り組みます。

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
市職員人権問題研修事業 (再掲) 【施策 ①】	人権問題への認識を深め、バランス感覚を身に付けさせることを目的として研修を実施します。	高齢者の人権を身近な問題としてとらえ、正しい理解を深めるよう、高齢者の人権問題をテーマに市職員に対する研修を実施します。	職員課
人権啓発事業 (再掲) 【施策 ②】	市民への人権意識を高めるために、さまざまな啓発活動を行います。	高齢者の人権など、さまざまな人権問題を市の広報等に掲載し啓発を実施します。また、毎年6月の人権啓発強調月間と12月の人権週間に合わせて、関係機関や関係団体と連携し、街頭啓発や講演会、映画会などを実施します。	人権・男女共同参画課
地域交流型一般デイサービス 【施策 ③】	過疎地において、閉じこもりがちな高齢者の方に日常生活動作訓練や教養・スポーツなどの各種サービスを行います。	デイサービスセンター等において週1回程度、日常生活動作訓練、教養・スポーツ活動などのサービスを提供します。	高齢者支援課

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
緊急通報装置貸与事業 【施策 ◎】	心身に障がいのある、おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者の方に緊急通報装置を貸与し、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図ります。	急病や災害が発生した時、緊急通報装置のボタンを押すだけで緊急通報センターとの連絡ができ、迅速な救難・支援活動が実施できる装置の貸与を実施します。	高齢者支援課
高齢者在宅生活支援事業 【施策 ◎、◎】	在宅の高齢者に対して人材を派遣し庭の草取り等、軽易な日常生活上の援助を行うことにより、自立した生活の継続を可能にするとともに、自立生活を支援します。	在宅生活が持続できるよう日常生活の軽易な支援を行うため、必要な人材を派遣し、生活援助を実施します。	高齢者支援課
各種相談業務事業 【施策 ◎】	高齢者に対しての各種相談業務を行います。	高齢者の生活支援や介護等について相談を受け、必要なサービスが受けられるよう、支援します。	高齢者支援課
介護保険サービスの提供 【施策 ◎】	要介護状態となっても、住みなれた地域で、自分らしく、できる限り自立した暮らしができるよう必要な介護サービスを提供します。	要介護状態又は要支援状態の被保険者に応じた、必要な保険給付を行います。	介護保険課
成年後見制度利用支援事業 (再掲) 【施策 ◎】	低所得の高齢者・障がい者に、成年後見制度の市長申し立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成、制度についての啓発を行います。	地域包括支援センター等との連携により、パンフレット等を利用し、市民への制度の啓発をしていきます。また、身寄りのない方には、市長申し立てを進めて行きます。	高齢者支援課 障がい福祉課
高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク事業 (再掲) 【施策 ◎】	高齢者や要介護者、障がい者の尊厳を守り、高齢者等が住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、関係機関がネットワークを構築し、高齢者虐待の予防・早期発見・早期対応・再発予防に取り組んでいきます。	ネットワークを強化し、早期に発見し、迅速かつ適切な支援につなげていきます。松阪市高齢者虐待・対応マニュアル等に基づいた適切な支援ができるよう、研修体制を強化し、地域包括支援センターや関係機関に周知をしていきます。	高齢者支援課 障がい福祉課

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
認知症総合支援事業 (再掲) 【施策 ◎、◎、◎】	地域において認知症の本人と家族を支えるために、認知症の対応を行うマンパワーや拠点などの地域資源をネットワーク化し、相互の連携をしながら有効な支援体制を構築します。	認知症スクリーニングや認知症予防教室を開催し、啓発及び予防に努めます。専門家による物忘れ相談会の開催や認知症初期集中支援チームによる相談・訪問により、医療と連携し早期対応・支援を行います。また、認知症サポーター、高齢者安心見守り隊の養成を行い地域の見守り体制を構築していきます。徘徊SOSネットワークまつさかの稼働により行方不明高齢者の早期発見・保護に努めます。	高齢者支援課
地域包括支援センター事業 (再掲) 【施策 ◎、◎、◎】	包括的支援業務と呼ばれる基本4業務(総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務、介護予防ケアマネジメント事業)を一体的に行います。関係機関との連携を図り、地域包括ケアの中核機関として役割を担います。	地域の高齢者やその家族の介護に関する悩みや相談に対応します。また、虐待を早期に発見したり消費者被害などに対応します。高齢者の心身の状態にあわせた介護予防教室を実施したり、暮らしやすい地域にするために様々な機関とのネットワークづくりを進めます。	高齢者支援課
高年齢者労働能力活用事業 【施策 ◎】	シルバー人材センターを支援し、働くことを通じて社会参加と生きがいを求める高齢者の就労機会の確保を図ります。	国の補助金に応じた財政支援を行うことで、安定した団体運営の基盤を支えます。	商工政策課
市営住宅管理運営事業 (再掲) 【施策 ◎】	高齢者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう配慮した住宅を提供します。	高齢者世帯向住宅、老年者等単身世帯向住宅、高齢者及び身体障がい者世帯向住宅の入居者を5～6月、11～12月の年2回募集します。	住宅課

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
人権教育ネットワーク推進事業 (再掲) 【施策 ◎】	保育園、幼稚園、小学校、中学校の連携のもとに実践研究を公開、交流するとともに学校と地域で連携した取組を行い、各中学校区における人権教育の推進を図ります。	各中学校区で組織する人権教育推進協議会等や教職員で組織される松阪市人権教育研究会に委託し、中学校区を単位とした人権教育の推進やネットワークの充実を図るため、中学校区人権フォーラムや人権講演会等を実施します。	学校支援課
生涯学習振興事業 【施策 ◎】	高齢者の学習要求に応え、いきがいのある充実した生活を実現するため、高齢者学級等の学習機会の充実に努めます。	公民館事業における高齢者学級等で、高齢者の人権問題など学習会を開催します。	生涯学習課

(5) 障がいのある人の人権

【施策】

- ① 「障害者の権利に関する条約」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」などを踏まえて、あらゆる機会を通して、学校・地域・事業所・職場などにおいて教育・啓発に取り組めます。また、障がいのある子どもの教育については、この条約の趣旨を踏まえ、共生共学の「合理的配慮」を実施し、進めていきます。
- ② 障がい者の雇用の機会を保障するため、関係機関と連携して、職種・職場の開拓や職業紹介から就職・職場定着後のフォローに至るまでの継続的な支援を積極的に取り組めます。また、就業時の差別・人権侵害をなくし、職場環境の合理的配慮を推進するため、事業者などへの啓発を進めます。
- ③ 障がい者が地域で自立した生活を行うことができるよう、住まいの場を確保するとともに、障がい当事者によるピアサポート活動に対する支援を行い、障がい当事者のエンパワーメントを図ります。また、国・県・市民活動の組織などと連携し、障がい者の人権、生活に関わるさまざまな問題に対応する相談体制の充実を図り、地域での自立した生活を支援します。
- ④ 障がい者が地域住民として地域社会活動や行事等に参画し、また、障がい者施設等の活動に地域の人びとがボランティアなどとして日常的に関わりをもつことのできる環境づくりに取り組めます。
- ⑤ 生活環境面での物理的なバリアフリーや補助犬に対する理解など障がい者が安心して生活できるまちづくりに取り組めます。
- ⑥ 「障害者差別解消支援地域協議会」(仮称)の設置に向け、障害を理由とする差別の効果的かつ円滑な解消に取り組めます。

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
市職員人権問題研修事業 (再掲) 【施策 ○】	人権問題への認識を深め、バランス感覚を身に付けさせることを目的として研修を実施します。	障がいのある人の人権を身近な問題としてとらえ、正しい理解を深めるよう、障がいのある人の人権問題をテーマに市職員に対する研修を実施します。	職員課
人権啓発事業 (再掲) 【施策 ○】	市民への人権意識を高めるために、さまざまな啓発活動を行います。	障がいのある人の人権など、さまざまな人権問題を市の広報等に掲載し啓発を実施します。また、毎年6月の人権啓発強調月間と12月の人権週間に合わせて、関係機関や関係団体と連携し、街頭啓発や講演会、映画会などを実施します。	人権・男女共同参画課

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
自立支援協議会事業 【施策 ㉔、㉕、㉖】	障がい者福祉事業の中核的協議の場として地域自立支援協議会にて、関係機関との調整、相談支援員研修会等を行います。また、障がいを理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行う障がい者差別解消支援地域協議会を運営します。	障がい者(児)にかかる生活・就学・就業等事業の継続的な支援を行うための計画に基づく事業の評価と検討を行うとともに、支援者のための研修会を実施します。また、障がい者差別の解消にかかる関係機関相互の連携、情報共有と啓発等を行います。	障がい福祉課
障がい者ケア事業 【施策 ㉗】	身体障がい者や知的障がい者等、又はその家族からの相談に応じて必要な助言・指導及び支援を行います。	障がい者又は、その家族等が相談員として、身体障がい者や知的障がい者等の生活面での不安を解消するため、更生援護に関して、本人や家族等に対する相談・助言の支援を実施します。	障がい福祉課
地域活動相談支援事業 (再掲) 【施策 ㉘、㉙】	障がい者が地域で自立した生活をするための相談と活動の支援を行います。	障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい者(児)の保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための必要な援助等総合的な相談支援を実施します。	障がい福祉課
高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク事業 (再掲) 【施策 ㉚】	高齢者や介護者、障がい者の尊厳を守り、高齢者等が住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、関係機関がネットワークを構築し、高齢者・障がい者虐待の予防・早期発見・早期対応・再発予防に取り組んでいきます。	ネットワークを強化し、早期に発見し、迅速かつ適切な支援につなげていきます。松阪市高齢者虐待・対応マニュアル等に基づいた適切な支援ができるよう、研修体制を強化し、地域包括支援センターや関係機関に周知をしていきます。	高齢者支援課 障がい福祉課
成年後見制度利用支援事業 (再掲) 【施策 ㉛】	低所得の高齢者・障がい者に、成年後見制度の市長申し立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成、制度についての啓発を行います。	地域包括支援センター等との連携により、パンフレット等を利用し、市民への制度の啓発をしていきます。また、身寄りのない方には、市長申し立てを進めていきます。	高齢者支援課 障がい福祉課

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
育ちサポート 推進事業 (再掲) 【施策 ◎】	知的障がいや情緒障がいのほか心身に障がいをもつ幼児に対し、保育園における保育を通して心身の発達を促進するために、保育士の知識や技能習得を図り、保育の資質向上に努めます。	障がい児の保育を担当する保育士の知識・技能の習得のため、指導講師による各保育園への巡回指導及び研修会・研究会等を開催します。	子ども発達 総合支援セ ンター
家庭児童相談 事業 (再掲) 【施策 ◎】	家庭における児童の養育にかかる諸問題、身体上・精神上の障がい、しつけ、非行、虐待などの相談を行い、関係機関との連携を図ります。	家庭における諸問題を抱える市民の方の相談に相談員が応じます。また、相談内容によっては、より専門的な機関につなげていきます。	こども支援 課
第3期松阪市 地域福祉(活 動)計画 (再掲) 【施策 ◎】	地域住民による地域福祉の推進を行います。	住民協議会を主体とした地域福祉活動を推進するため、市、社協、地域包括支援センターで構成する「地域連携活動サポートチーム」による支援体制を強化します。	地域福祉課
企業人権啓発 事業 (再掲) 【施策 ◎】	企業内における障がい者雇用についての理解と認識を深めるため、啓発活動を実施します。	障がい者雇用に関する研修会の開催、啓発冊子等の配布を市内企業に対し実施します。また、公正採用選考人権啓発チラシを商工会議所会報等に折り込みます。	商工政策課
市営住宅管理 運営事業 (再掲) 【施策 ◎】	身体に障がいのある人が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう配慮した住宅を提供します。	身体障がい者介護世帯向住宅、身体障がい者単身世帯向住宅、高齢者及び身体障がい者世帯向住宅の入居者を5～6月、11～12月の年2回募集します。	住宅課
特別支援教育 推進事業 (再掲) 【施策 ◎】	障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行い、特別支援教育を推進します。	特別な支援を必要とする児童生徒に学習面や生活面で教育的支援を行う「学校生活アシスタント」を配置し、適切な指導及び支援を実施します。	学校支援課

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
人権教育ネットワーク推進事業 (再掲) 【施策 〇】	保育園、幼稚園、小学校、中学校の連携のもとに実践研究を公開、交流するとともに学校と地域で連携した取り組みを行い、各中学校区における人権教育の推進を図ります。	各中学校区で組織する人権教育推進協議会等や教職員で組織される松阪市人権教育研究会に委託し、中学校区を単位とした人権教育の推進やネットワークの充実を図るため、中学校区人権フォーラムや人権講演会等を実施します。	学校支援課
バリアフリー事業 (再掲) 【施策 〇】	すべての人が自由に移動し、安全で快適に暮らせるように、ユニバーサルデザインに基づいて、公共施設のバリアフリー化を推進します。	道路、公園や公共施設におけるトイレ、スロープ、駐車場などバリアフリー化の整備を進めます。	関係部局

(6) 外国人住民の人権

【施策】

- ① 外国人住民との相互理解のために、歴史、文化、生活習慣についての正しい認識を深め、それぞれの生活様式を尊重し、差別や偏見をなくすための教育・啓発を推進します。
- ② 外国人住民の社会生活における支援の充実について、行政・事業者・住民組織・関係団体等と連携を図り、外国人住民がさまざまな困難な状況で生活に支障をきたさないよう支援のしくみをつくります。また、地域内交流の促進に努めるために、「松阪市多文化共生ネットワーク」との連携を図ります。
- ③ 外国人児童生徒の教育を受ける権利を保障するために、初期適応支援教育の整備と拡充に努め、各学校における外国人児童生徒教育の推進体制の確立等を図ります。また、不就学児の把握や義務教育未修了者の教育権の保障に努めます。
- ④ 日常生活や災害時に対応する情報の多言語化に努めるとともに、総合相談窓口の設置などに日常生活上の問題等について気軽に相談できる体制づくりの充実に取り組みます。
- ⑤ 外国人住民を対象にした日本語教室の取り組みを進めます。
- ⑥ 外国人の雇用問題については、ハローワークと連携し、取り組みを進めます。
- ⑦ 「松阪市外国人児童生徒の人権にかかわる教育指針」に沿った各学校における行動計画の作成に取り組みます。

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
ホームページ管理運営事業 (再掲) 【施策 ①】	外国人住民に情報格差を生じさせないよう、外国人住民が使いやすい、分かりやすいホームページを作成します。また、行政情報を多言語化して配信します。	全ページを英語、中国語、ポルトガル語、タガログ語に自動翻訳できるシステムを導入し、日本語と同様の情報発信を実施します。また、10言語に対応できるシステムを導入し、広報まつさかを配信します。	秘書広報課
市職員人権問題研修事業 (再掲) 【施策 ②】	人権問題への認識を深め、バランス感覚を身に付けさせることを目的として研修を実施します。	外国人住民の人権を身近な問題としてとらえ、正しい理解を深めるよう、外国人住民の人権問題をテーマに市職員に対する研修を実施します。	職員課
人権啓発事業 (再掲) 【施策 ③】	市民への人権意識を高めるために、さまざまな啓発活動を行います。	外国住民の人権など、さまざまな人権問題を市の広報等に掲載し啓発を実施します。また、毎年6月の人権啓発強調月間と12月の人権週間に合わせて、関係機関や関係団体と連携し、街頭啓発や講演会、映画会などを実施します。	人権・男女共同参画課

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
多文化共生推進事業 (再掲) 【施策 ◎】	外国人住民と日本人が異なる文化や習慣を理解し、互いに協力し合い、差別のない多文化がいきいきと共生する松阪市をめざし、交流イベントや講演会、研修会などを行います。	交流イベントの開催や外国にルーツのある中高生の活動等を支援します。	人権・男女共同参画課 観光交流課 学校支援課
生活オリエンテーション事業 (再掲) 【施策 ◎】	外国人住民に対し、母語等により、生活情報の提供・説明や市役所での通訳並びに庁内文書の翻訳を行います。	市役所1階にポルトガル語・フィリピン語通訳各1名を配置し、外国人住民からの各種相談等の通訳を行なうとともに、市役所庁内の文書の翻訳を実施します。	人権・男女共同参画課
外国語翻訳業務等事業 (再掲) 【施策 ◎】	外国人児童の入園に伴い、児童及び保護者との通訳や保育園だより等の翻訳、電話等による相談を行います。	ポルトガル語、フィリピン語等の通訳を拠点園に配置し、外国人児童や保護者等の相談に応じます。また、各保育園の要請により通訳を派遣します。	こども未来課
企業人権啓発事業 (再掲) 【施策 ◎】	企業内における人権や男女共同参画についての理解と認識を深めるため、啓発活動を実施します。	外国人に係る人権や男女共同参画に関する研修会の開催、啓発冊子等の配布を市内企業に対し実施します。また、公正採用選考人権啓発チラシを商工会議所会報等に折り込みます。	商工政策課
地域国際化推進事業 (再掲) 【施策 ◎】	外国人住民及び、地域の多文化共生に関連する団体・個人と連携を図り、地域国際化の発展・充実を図ります。	外国人住民及び多文化共生に関わる団体・個人との意見交換会等を開催します。 また松阪国際交流協会等の交流団体の活動を支援します。	観光交流課
人権教育ネットワーク推進事業 (再掲) 【施策 ◎】	保育園、幼稚園、小学校、中学校の連携のもとに実践研究を公開、交流するとともに学校と地域で連携した取組を行い、各中学校区における人権教育の推進を図ります。	各中学校区で組織する人権教育推進協議会等や教職員で組織される松阪市人権教育研究会に委託し、中学校区を単位とした人権教育の推進やネットワークの充実を図るため、中学校区人権フォーラムや人権講演会等を実施します。	学校支援課

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
外国人児童生徒受入促進事業 (再掲) 【施策 ⑥】	松阪市全域における外国人児童生徒の学校全体での受入体制の整備を行います。 また、外国人児童生徒の小・中学校への初期適応支援や日本語学習支援及び教育上の多様な課題に取り組めます。	外国人児童生徒の在籍の多い小中学校を指定し、大学等関係機関と連携して、学力向上・アイデンティティの確立、校内体制の整備等、学校における教育実践について協議し、交流します。また、指定校における取り組みや作成された文書・教材等の全市的な共有化を図ります。 さらに初期適応支援教室「いっぽ」の開設や各学校への母語スタッフの巡回指導や進路保障の取り組みとして、進路ガイダンスを実施します。 また、外国人児童生徒及び保護者の相談窓口として母語スタッフによるサポートデスクの開設や就学状況の調査と就学促進、保護者連絡文書の翻訳などをします。	学校支援課

(7) アイヌ民族の人権

<p>【施策】</p> <p>○ アイヌ問題の理解を深めるために、アイヌ民族との交流や講演会の開催、啓発冊子やアイヌ民族の副読本を活用した人権学習の推進に取り組むなど人権教育・啓発の推進を図ります。</p> <p>○ アイヌ民族への理解を深めるため、学びの場としての「松浦武四郎記念館」の活動の充実を図っていくとともに、社会教育・学校教育との連携を深めていきます。</p>

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
市職員人権問題研修事業 (再掲) 【施策 ○】	人権問題への認識を深め、バランス感覚を身に付けさせることを目的として研修を実施します。	アイヌ民族の人権を身近な問題としてとらえ、正しい理解を深めるよう、アイヌ民族の人権をテーマに市職員に対する研修を実施します。	職員課
人権啓発事業 (再掲) 【施策 ○】	市民への人権意識を高めるために、さまざまな啓発活動を行います。	アイヌ民族の人権など、さまざまな人権問題を市の広報等に掲載し啓発を実施します。また、毎年6月の人権啓発強調月間と12月の人権週間に合わせて、関係機関や関係団体と連携し、街頭啓発や講演会、映画会などを実施します。	人権・男女共同参画課
人権教育ネットワーク推進事業 (再掲) 【施策 ○】	保育園、幼稚園、小学校、中学校の連携のもとに実践研究を公開、交流するとともに学校と地域で連携した取組を行い、各中学校区における人権教育の推進を図ります。	各中学校区で組織する人権教育推進協議会等や教職員で組織される松阪市人権教育研究会に委託し、中学校区を単位とした人権教育の推進やネットワークの充実を図るため、中学校区人権フォーラムや人権講演会等を実施します。	学校支援課
武四郎まつりにおけるアイヌ古式舞踊等の披露によるアイヌ文化普及啓発事業 【施策 ○】	アイヌ民族に受け継がれる伝統文化に身近に触れるとともに、武四郎を「縁」(えにし)としたアイヌの人びとと松阪市民との交流を深め、アイヌ文化の普及・啓発に努めます。	毎年2月におこなわれる武四郎まつりにおいて、北海道内の各地域で活動されているアイヌ文化伝承団体等を招き、アイヌ古式舞踊(国指定重要無形民俗文化財)を披露していただきます。また、まつり前日には体験交流会を開催し、市民がアイヌ文化に触れる機会を作ります。	三雲地域振興局

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
松浦武四郎記念館特別企画展等事業 【施策 ②】	アイヌ民族の良き理解者であった松浦武四郎の「こころ」を現代に伝え、受け継いでいくために、武四郎の功績を広く伝えるとともに、市民がアイヌ民族の歴史や文化への正しい理解が得られるよう努めます。	映像でアイヌ文化を紹介するほか、1年に1回、重要文化財に指定されたアイヌ民族資料を中心とした展示替えを実施します。また、アイヌ民族に関する講座や講演会、体験教室のほか、小・中・高校や公民館などへの出前講座、人権研修の受け入れにより、武四郎が愛したアイヌ民族の歴史や文化を紹介します。	文化課

(8) インターネット・携帯サイトによる人権侵害

【施策】

- ① インターネットや携帯サイト上での差別書き込みや人権侵害などの書き込みを未然に防止するため、教材の作成、学習会・講演会の開催や支援などを行い、人権教育・啓発活動を推進していきます。また、学校教育段階において、ネットワーク上のルールやマナー、人権侵害などに関する情報モラル教育を充実させていくとともに、差別書き込みに対応できる人材を育成していきます。
- ② インターネットや携帯サイト上で掲載された差別的な表現に対して、国や県などの関係機関と連携・協働し、削除要請に努めます。また、インターネット・携帯サイト上の差別書き込みの実態把握や監視を行うための体制づくりを進めます。
- ③ プライバシー侵害や人権侵害による被害の防止、被害者救済等のため、差別的情報の即時削除や再発・未然防止、被害者救済等について十分な措置を定めた法制度の整備を図ることを国に要望していきます。

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
市職員人権問題研修事業 (再掲) 【施策 ①】	人権問題への認識を深め、バランス感覚を身に付けさせることを目的として研修を実施します。	インターネット・携帯サイトによる人権侵害を身近な問題としてとらえ、正しい理解を深めるようインターネット・携帯サイトによる人権侵害をテーマに市職員に対する研修を実施します。	職員課
人権啓発事業 (再掲) 【施策 ②】	市民への人権意識を高めるために、さまざまな啓発活動を行います。また、インターネットによる差別書き込みの監視を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット・携帯サイトによる人権侵害など、さまざまな人権問題を市の広報等に掲載し啓発を実施します。また、毎年6月の人権啓発強調月間と12月の人権週間に合わせて、関係機関や関係団体と連携し、街頭啓発や講演会、映画会などを実施します。 ・インターネットによる差別書き込みや人権侵害の書き込みの監視を実施します。また、差別書き込み等を発見した場合、速やかに削除要請を実施します。 	人権・男女共同参画課

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
情報教育の 充実 【施策 〇、〇】	スマートフォン等の普及に伴い、閉鎖的なコミュニティサイトでのトラブルが社会問題となっています。そのため、情報モラルや危険回避能力等の育成を図り、ネット社会を生き抜く力を養成します。	教職員の対応能力や指導力の向上を図るとともに、児童生徒の実態を把握し、そこから見えてきた課題の克服に向けた指導を実施します。また、保護者に対しては、ネット啓発講座を開催したり、児童生徒の実態についての情報提供を求めたり、家庭でのルールづくりを依頼したりするなど連携を強化します。	学校支援課
人権教育ネ ットワーク 推進事業 (再掲) 【施策 〇】	保育園、幼稚園、小学校、中学校の連携のもとに実践研究を公開、交流するとともに学校と地域で連携した取組を行い、各中学校区における人権教育の推進を図ります。	各中学校区で組織する人権教育推進協議会等や教職員で組織される松阪市人権教育研究会に委託し、中学校区を単位とした人権教育の推進やネットワークの充実を図るため、中学校区人権フォーラムや人権講演会等を実施します。	学校支援課

(9) 労働者の人権

<p>【施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 住民の生活支援や経済支援の取り組みの充実を図るとともに、相談窓口を設置し、苦情に対する意見を記録し、情報公開するなどの対応を図ります。 ② 雇用の促進や労働環境の整備など関係機関や関係団体等と連携・協力し、推進していきます。 ③ 労働者派遣法の抜本的改正、正規労働者と非正規労働者との均等待遇の確立、雇用保険制度の改善などの「ワーキングプア」対策の強化等を国・県に求めています。 ④ 就労支援のための相談事業は、ハローワークと連携を深めています。 ⑤ 労働法の学習や職場体験学習、進路ノートの活用等を通じ、労働観や労働者の権利についての理解をより深めています。

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
隣保館事業 (再掲) 【施策 ①、②、③】	地域住民の生活支援の充実を図ります。	住民の就労対策については、ハローワークと連携し、毎月1回第一隣保館で就職相談の窓口を開設します。また、ハローワーク求人情報にて情報提供を実施します。	第一隣保館 第二隣保館、中原文化センター
生活困窮者自立相談支援事業 (再掲) 【施策 ①、②、③】	経済的な困りごとや社会的孤立などの相談に支援員が寄り添い型の支援を行います。	自立支援機関が関係機関と連携し継続的な相談支援を実施し、生活困窮者の早期把握や見守りのネットワークを構築します。	地域福祉課
生活困窮者住居確保給付金支給事業 【施策 ①、②、③】	就労能力や就労意欲はあるにもかかわらず、離職等により経済的に困窮し、住居を失っている方、又は失うおそれのある方で、一定条件を満たす方に対して、賃貸住宅の家賃の支援給付を行うとともに就労支援を実施します。	自立支援機関がハローワーク・社会福祉協議会など関係機関と連携し、申請相談及び申請受付を行い、また、支援員による就労支援や相談支援を実施します。	地域福祉課
雇用対策事業 【施策 ①】	ハローワークなど関係機関と連携し、就労支援を行います。	ハローワークと連携して各種就職面接会を開催します。また、労働に関する相談については労働基準監督署等へ適切につないでいきます。	商工政策課

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
企業人権啓発事業 (再掲) 【施策 ㉟、㊿】	企業内における人権や男女共同参画についての理解と認識を深めるため、啓発活動を実施します。	労働環境等に関する研修会の開催、啓発冊子等の配布を市内企業に対し実施します。また、公正採用選考人権啓発チラシを商工会議所会報等に折り込みます。	商工政策課
特色ある学校づくり推進事業 【施策 ㊿】	中学生が職場での勤労体験を通して働くことの意義を学び、将来の自分について考えるとともに、地域の人びとと交流することにより相互理解を図ります。	中学生が地域の事業所で実際に働くことを体験します。また、事前、事後には進路ノート等を使って労働について考える機会を持ちます。	学校支援課

(10) 自殺問題

【施策】

- ① 自殺対策は、社会全体で取り組むべき問題であるため、関係機関やNPO、関係団体等と連携し、啓発に取り組めます。
- ② 自殺対策として、地域での身近な人の変化に気づき、相談機関につなぐ役割を担う人の人材養成に取り組めます。
- ③ 相談員の資質向上や人材育成に取り組むとともに、相談担当部局相互の連携を図ります。
- ④ こころの相談や多重債務相談など各分野における相談窓口の充実を図ります。
- ⑤ 地域・学校・職場など心の健康づくりの推進に取り組めます。

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
地域自殺対策強化事業 【施策①、②、③、④、⑤】	誰も自殺に追い込まれることのない松阪市の実現をめざして、市民に対して、自殺の現状や相談機関の周知・啓発等を行います。	毎年9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間において、街頭啓発や講演会開催による市民啓発を実施します。また、地域でのメンタルパートナーの養成や人材養成の研修会及び相談窓口の充実に取り組めます。	人権・男女共同参画課 関係部局 11課

(11) さまざまな人権問題

1. 感染症患者等の人権
2. 刑を終えた人・保護観察中の人の人権
3. 犯罪被害者等の人権
4. ホームレスの人権
5. 性的マイノリティの人びとの人権
6. 3. 11と人権

【施策】

- ① 新たに発生する課題も含めて、多様な人権に関する課題をしっかりと見据え、人権侵害等の状況について把握します。
- ② 偏見によって生まれた差別をなくすために人権課題の正しい理解のための教育・啓発活動を行います。
- ③ 相談業務を充実させるとともに、人権侵害が認められる場合は、関係機関や関係団体等との連携、協力により適切な対応が取れる体制を構築します。
- ④ 高齢者、障がいのある人など要配慮者を対象にした防災訓練や災害時に対する情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ります。

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
防災対策事業 【施策①】	地震、台風等の自然災害や有事における市民の生命及び財産を保護し、市民の安全、安心の確保を図ります。	自主防災組織、自治会及び民生委員、市社会福祉協議会等との連携を図り、要配慮者への対応を進めます。	防災対策課
市職員人権問題研修事業 (再掲) 【施策①】	人権問題への認識を深め、バランス感覚を身に付けさせることを目的として研修を実施します。	さまざまな人権問題を身近な問題としてとらえ、正しい理解を深めるよう、市職員に対する研修を実施します。	職員課
安全・安心なまちづくり推進事業 【施策①】	市民・事業所・関係機関が連携し、各施策について、安全・安心施策推進協議会を開催し、安全・安心なまちづくりを目指します。	市民生活の安全安心について、関係機関が連携し、安全・安心施策推進協議会をおおむね年1回以上開催し、情報共有・連携強化等、各施策を実施します。	地域安全対策課

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
防犯対策事業 【施策 〇、〇、 〇】	犯罪被害者等の相談を受け付け、情報を提供し、具体的な支援を担当する関係部署、関係機関（* ¹⁴ みえ犯罪被害者総合支援センター等）と連携しながら犯罪被害者等への支援を図ります。	防犯啓発として、新入生への標語入り小旗の配布や一般向けリーフレット等の配布、青色回転灯装備車による防犯パトロールを実施します。また、松阪地区生活安全協会と連携し、防犯ボランティア等の支援を行い、犯罪による被害者の軽減を図ります。	地域安全対策課
犯罪被害者日常生活支援事業 【施策 〇、〇】	犯罪被害に直面した際、事件のショックや環境の変化などにより、犯罪被害者やその家族にかかる負担は著しいことから、犯罪被害者等を対象とした日常生活支援事業を実施することにより、犯罪被害者等の生活支援を図ります。	犯罪被害者等が外に出ることなく食事ができるよう配食サービスや、犯罪被害現場となった居室等の特殊清掃を実施することにより、犯罪被害者等の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図ります。	地域安全対策課
人権啓発事業 (再掲) 【施策 〇、〇】	市民への人権意識を高めるために、さまざまな啓発活動を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症患者等の人権、犯罪被害者等の人権などさまざまな人権問題を市の広報等に掲載し、広く市民啓発を実施します。また、毎年6月の人権啓発強調月間と12月の人権週間に合わせて、関係機関や関係団体と連携し、街頭啓発や講演会、映画会などを実施します。 ・さまざまな人権課題や新たに発生する人権課題及び人権侵害の状況を把握し、情報収集などを行い、関係機関や関係団体等と連携し、啓発を実施します。 	人権・男女共同参画課
ホームレス自立支援事業 【施策 〇】	路上生活からの早期の社会復帰を促進するため、勤労意欲があり、かつ心身の状態が勤労に支障がないと認められるホームレスに対して、就労や住宅確保等への助言及び相談を行います。	関係機関と連携・合同により路上生活者の寝起きしている場所などを見回り、路上生活者を発見した場合には、居住地の確保等を中心として生活全般への不安を取り除くように助言及び相談を実施してまいります。	保護課

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
保護観察対象者等の社会復帰のための支援 【施策 ㉔】	緊急的に住むところが必要となる保護観察対象者等に対して、一時的な避難場所提供の支援をし保護観察対象者等の環境の向上の推進を図ります。	緊急的に住むところが必要となる保護観察対象者等に対して、有期で宿泊場所提供の支援を行います。	地域福祉課
	建設業者を対象に保護観察対象者等の就労支援活動の一環として、協力雇用主の登録及び保護観察対象者等の雇用の推進を図ります。	建設工事の入札参加資格者を対象に協力雇用主の登録または保護観察対象者等の雇用を条件として、資格総合点数への加算を実施します。	契約監理課
	企業に対し、更生保護についての理解と認識を深めるための啓発活動を実施します。	更生保護協力雇用主への登録依頼のための啓発チラシの配布を市内企業に対し実施します。	商工政策課
	保護観察処分少年・少年院仮退院者に一定期間就労の機会を提供し、自己のキャリア形成を支援します。	保護司会から推薦のあった保護観察処分少年・少年院仮退院者を非常勤職員希望者として登録し、雇用できる機会を提供します。	職員課
人権教育ネットワーク推進事業 (再掲) 【施策 ㉕、㉖】	保育園、幼稚園、小学校、中学校の連携のもとに実践研究を公開、交流するとともに学校と地域で連携した取組を行い、各中学校区における人権教育の推進を図ります。	各中学校区で組織する人権教育推進協議会等や教職員で組織される松阪市人権教育研究会に委託し、中学校区を単位とした人権教育の推進やネットワークの充実を図るため、中学校区人権フォーラムや人権講演会等を実施します。	学校支援課

Ⅲ 計画の推進

1 推進体制

人権のまちづくりに係る施策について、総合的かつ効果的に推進するため、人権施策推進本部会議及び人権啓発庁内連絡会議や関係部局との横断的な連携体制を図り、全庁的に人権施策を推進していきます。

また、国・県などの関係機関、事業所、NPO、関係団体等、多様な主体の参画・連携・協働を図りながら人権施策を推進するとともに、松阪市人権施策審議会や多様な主体と意見交換を行い、人権施策を推進していきます。

2 計画の進捗管理

この行動計画については、「現状認識」や「成果と課題」の具体化の状況を人権施策ごとに人権啓発庁内連絡会議でまとめ、松阪市人権施策審議会に対して報告するとともに、意見をお聴きし、事業の進捗状況等の確認と検証を行っていきます。

また、多様な主体との推進組織においてもさまざまな機会を活用して意見交換を行います。

資 料

1. 行動計画策定経過
2. 松阪市人権施策審議会委員名簿

用語の解説

※1 人権擁護委員

人権擁護委員とは、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）に基づいて、日本の各市町村に設置される公職。法務大臣が委嘱する民間のボランティアです。

※2 DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など親しい関係のパートナーから振るわれる身体的、性的及び精神的暴力をいいます。親密な間柄で起きる暴力は、個人的な問題であるとされ、社会的に問題となることはありませんでしたが、ドメスティック・バイオレンスという概念が成立し、多くの人びとによって共有されることで人権侵害として認識されるようになりました。

※3 子育て支援センター

子育てが楽しいと思える支援をめざして、支えあいの支援（子育てに関する悩みや不安などについて電話・面接相談）、情報の支援（子育て情報・母子保健事業の情報の発信）、学びの支援（子育て講演会・講座の実施）、地域への支援（地域へ出向くなどして出張ひろばの開催）などを行う施設（市内 11 箇所）のことです。

※4 児童養護施設

児童養護施設は、乳児を除いて、保護者のない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせてその自立を支援することを目的とする施設（児童福祉法第 41 条）のことです。

※5 母子生活支援施設

1947（昭和 22）年に制定された児童福祉法に定められる施設です。

18 歳未満の子どもを養育している母子家庭、または何らかの事情で離婚の届出ができないなど、母子家庭に準じる家庭の女性が、子どもと一緒に利用できる施設のことをいいます。

※6 地域包括支援センター

地域住民の健康の保持及び生活の安定のため、保健医療の向上と福祉増進を包括的に支援する地域の中核機関です。

主任ケアマネージャー、社会福祉士、保健師または経験のある看護師の3種類のスタッフにより、「介護予防マネジメント」、「包括的・継続的マネジメント」、「虐待防止・権利擁護」を行います。

※7 認知症サポーター

認知症について正しく理解し、認知症の人に対する接し方を学び、生活のさまざまな場面で、認知症の人及びその家族をサポートする人のことです。厚生労働省が推進する事業であり、各地域で開催される「認知症サポーター養成講座」を受講すると、認知症サポーターの証としてオレンジリングと呼ばれるブレスレットが授与されます。認知症サポーターは、各自できる範囲で認知症の人を支援します。

※8 成年後見制度

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など精神的な障がいがあるため、判断能力が不十分な人が不利益を生じないように、代理人を立てて契約を行ったり、あるいはそれを取り消すことができるようにする制度です。

※9 中一ギャップ

小学校から中学校に進学したときに、学習内容や生活リズムの変化になじむことができず、いじめが増加したり不登校になったりする現象です。

小学校までに築いた人間関係が失われる、リーダーの立場にあった子どもが先輩・後輩の上下関係の中で自分の居場所をなくす、学習内容のレベルが上がるなどの要因が考えられます。

※10 Q-U（学級満足度尺度調査）

Q-U（QUESTIONNAIRE-UTILITIES）とは、『楽しい学校生活を送るためのアンケート』という標準化された心理検査のひとつです。

小学校1～3年用、4～6年用、中学用、高校用の4種類があり、子どもたちの学級生活での満足度と意欲、学習集団の状態を、質問紙によって測定するものです。

※11 アイデンティティ

アイデンティティ（identity）は、広義には、「同一性」「個性」「国・民族・組織などある特定集団への帰属意識」「特定のある人・ものであること」などの意味で用いられます。「あるものがそれとして存在すること」、またそうした認識をさします。「同一性」「一致」のことです。

※12 初期適応支援教室（いっぼ）

渡日したばかりの外国人児童生徒が、初歩的な日本語学習や日本で生活するための知識を学ぶための教室のことです。

※13 要約筆記者

聴覚障害者への情報保障手段の一つで、話している内容を要約し、文字として伝える人のことをいいます。

※14 みえ犯罪被害者総合支援センター

電話相談や面接相談、その他の活動を通じて、犯罪の被害に遭われた方やそのご家族・ご遺族の心のケア等や、必要とするサポートを行うとともに、社会全体で被害者の方々を支援できるように「被害者支援意識」の高揚をはかり、当事者の方々の精神的回復と社会的復帰に資することを目的とする団体のことです。

資料編

1. 行動計画策定経過
2. 松阪市人権施策審議会委員名簿

松阪市人権施策行動計画策定経過

開催日時	会議名	内容
令和元年 5月22日	第1回幹事会 (人権啓発庁内連絡会)	「松阪市人権施策行動計画」(案)改定についての説明
		随時「松阪市人権施策行動計画」(案)の確認及び検討について
令和元年11月22日	第1回人権施策審議会	「松阪市人権施策行動計画」(案)について
令和元年12月26日	第2回人権施策審議会	「松阪市人権施策行動計画」(案)について

松阪市人権施策審議会委員名簿

任期 平成30年4月27日 ～ 令和2年4月26日

氏 名	所 属 等
青 木 浩 乃	松阪市第一地域包括支援センター
石 川 通 子	松阪市地区人権擁護委員会
上 村 夏 子	松阪市老人クラブ連合会
川 崎 佳代子	松阪保護司会
栗 田 季 佳	三重大学
酒 井 由 美	子育て応援プロジェクト☆パイン
鈴 木 清 子	松阪市自治会連合会
世 古 佳 清	松阪市障害者団体連合会
筒 井 美 幸 (会長)	公益財団法人 三重県国際交流財団
前 田 浩	市民公募委員
松 村 淑 子	市民公募委員
皆 川 治 廣 (副会長)	中京大学
渡 邊 和 己	松阪市民生委員児童委員協議会連合会

松阪市人権施策行動計画

発行年月 2020（令和2）年 3月
発行 松阪市環境生活部人権・男女共同参画課
〒515-8515
三重県松阪市殿町1340番地1
TEL : 0598-53-4017
FAX : 0598-22-3533
E-mail : jinkyo.div@city.matsusaka.mie.jp